

平成30年11月14日

国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更について

1. 概要

国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項（以下、「実施要項」という。）及び業務委託契約について、以下に記載する理由により、所要の変更を実施するものです。

2. 変更に至った経緯

国民年金保険料の納付率の向上は機構の事業の中でも重要な位置づけとされています。

しかしながら、平成30年度の現年度保険料納付率は昨年度の伸び率と比較し、極めて低い水準であり、機構において策定した行動計画上の目標納付率に対しても低調な推移となっています。

そのため、平成30年度下期の取組方針として、納付意欲が高いと考えられる、未納期間が1～6か月の者（以下、「短期未納者」という。）に対し、効果的・効率的な納付督促を実施することにより、伸び率の回復を目指すこととしました。

この対策の効果をより高めるためには、民間委託事業者と年金事務所との連携強化が不可欠であり、年金事務所と協調した短期未納者への対策を実施し、事業者の実績向上及び納付率の向上を図るため、以下の変更を行うこととしたものです。

3. 実施要項の変更内容の詳細

(1) 特別催告状の効果率向上策

現在、特別催告状の送付から一定期間（概ね2週間）の間の納付督促は機構の行う業務としているところですが、この期間について民間委託事業者が納付督促を行うことができるよう変更を加えます。

特別催告状の送付後速やかに民間委託事業者による納付督促を可能とすることにより、年金事務所からの情報提供を活用した民間委託事業者による能動的なアプローチにより、特別催告状の効果を高め、事業者の実績、ひいては納付率の向上が見込まれると考えています。

また、機構の業務としていたことから、民間委託事業者の達成目標の中で「特別催告状の送付後一定期間に納付された月数」を民間委託事業者の実績から除くこととしていましたが、民間委託事業者の接触できたものについて、実績の中に組み入れることとします。

(2) 短期未納者への収納対策の強化

例年、多くの収納が見込める 11 月から 12 月までは、機構において短期未納者に対して納付書を送付するなどの取組を実施してきたところです。

これまで、民間委託事業者と連携した取組を行っておりましたが、さらなる取組の強化により、納付率の向上を目指すため、機構からの納付書及び特別催告状の送付、民間委託事業者の納付督促及び特別催告状発行後の後追いの納付督促を連続的に実施することにより、収納対策の効果が向上するものと考えています。

したがって今後、短期未納者を中心に納付督促を実施していく方針を踏まえ、民間委託事業者に対しても、11 月及び 12 月を保険料収納強化月間と位置づけ、特にこの時期に短期未納者に対する督促を図りたいと考えています。

(3) 短期未納者に対する督促頻度の見直し

機構と民間委託事業者の双方からの過度の督促を抑制することを目的として、全ての滞納者に対し「少なくとも 3 か月に一度の頻度で督促を実施する」としていたところを平成 29 年度開始事業より「少なくとも 6 か月に一度の頻度で督促を実施する」と変更したところです。

しかしながら、短期未納者への取組を強化するにあたっては、民間委託事業者による早期接触が重要であることから、未納である期間が長期化する前に確実に納付督促を実施する必要があります。

したがって、現行の実施要項に定める最低限の督促頻度について、現行の仕様である「全ての対象者に対し少なくとも 6 か月に一度の頻度で督促を実施する」事に加え、機構より新たに情報提供された短期未納者については、「少なくとも 3 か月に一度の頻度で納付督促を実施する」ことに変更を加えるものです。

4. 契約金額の変更

(1) 契約金額変更の必要性

上記変更のうち、3. (3) 督促頻度の見直しについては、民間委託事業者が設定した督促計画件数の見直しが必要となります。

今回対象となる、「機構より新たに情報提供される短期未納者」は毎月 20 万人程度と見込んでおり、これらの対象者について督促頻度が 6 か月に一度から 3 か月に一度となった場合、督促計画件数が増加することが見込まれます。

民間委託事業者は実施要項に示された督促頻度及び達成目標を達成するために必要な督促件数を設定し、それに必要な人員等の費用を算出しています。

そのため、今回の実施要項の変更による督促件数の増加及びそれに伴う費用は、本来想定しえない事由によるものであり、現行契約の委託費の中で対応することが困難であることが見込まれ、本事業における業務委託契約の変更が必要となります。

具体的には、業務委託契約書第 40 条第 1 項において、「甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法律の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。」とされていることから、本件にかかる費用の増加額について民間委託事業者と協議のうえで契約金額を見直すこととするものです。

(2) 必要経費（予定）

官民競争入札等監理委員会での承認後、民間委託事業者との交渉において、金額を決するものとします。